

インターネット出願の導入と運用

知的財産情報システム委員会*

抄録 2005年10月に開始したインターネット出願は、利用率が約22%（2008年2月現在）程度であり、なかなか普及していないのが現状です。当委員会では、インターネット出願の普及のために、導入時とその後の運用に関する留意点などをQ&A集として作成しました。また、導入済みの会員にも、再確認のために役立つ資料としました。

Q1 インターネット出願¹⁾とはどのようなものですか？

A1 インターネットを利用したオンライン出願のことです。基本的に従来のISDN回線利用時と同様の操作で出願できます（従来との違いは表1参照）。また、より高速・大容量（最大200MB）の情報を受け渡しでき、回線使用料等のコストは低減できますが、電子認証の仕組みを利用してセキュリティの確保を行っているため電子証明書の取得が必要となります。

送受信されるファイルの形式が従来のISDN出願と異なりますので社内システムとの連携に注意が必要です（Q10参照）。

なお、特許庁は、ISDN出願の廃止を2010年4月に予定しており、利用者は、それまでにはインターネット出願に移行する必要があります。

表1 ISDN出願とインターネット出願との比較

| | ISDN出願 | インターネット出願 |
|-------------------|--|---|
| 使用ソフト | パソコン出願ソフト3 | インターネット出願ソフト |
| 物理回線 | ISDN回線交換 (速度は64kbps固定) | ブロードバンドインターネット (速度の上限無し) |
| 本人認証 | ISDN発信者番号 +IDパスワード | GPKI・JPKI対応の電子証明書による |
| 暗号化 | - | SSL V3による認証と 通信データ暗号化 |
| 転送プロトコル | 日本国特許庁独自 | WIPO(世界知的所有権機関) 準拠 プロトコル |
| 利用申請 | 紙による申請 | オンライン (Web)による申請 |
| 電子証明書 | 不要 | 必要 |
| 伝送上の書類 (閲覧等除く) | XML(電子署名無し) SGML(電子署名無し) | XML(電子署名付き) SGML(電子署名付き) |
| 書類作成 | HTML | HTML |
| PCT-RO 国際出願機能 | あり (Win2000Pro, XP 必須) | なし |
| 電子現金納付 | なし | 可能 |
| サポートOS | Win98, Me, 2000Pro, XP *03.30以降はWin98, Me 不可 | Win2000Pro, XP Windows Vista, Linux, MacOS |
| 伝送受信データ長 | 出願:20MB 請求:20MB 発送:20MB 閲覧:2MB | 出願:200MB 請求:20MB 発送:20MB 閲覧:200MB(原簿2MB) |

Q2 インターネット出願におけるセキュリティの確保はどのようになっているのですか？

* 2007年度 Intellectual Property Information System Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

A 2 電子認証とSSLを利用します。
電子認証^{2),3)}は、電子署名と電子証明書を用いコンピュータの世界における印鑑と印鑑証明書を実現する技術です。これにより成りすましや改ざんといった不正行為を防止します。さらに、SSL暗号化技術により、万一、通信内容を盗聴されても解読できない仕組みになっています。

Q 3 インターネット出願に必要なものは何でしょうか？

A 3 インターネット出願ソフト、指定の電子証明書、及びブロードバンドによるインターネットが利用可能な環境が必要です(図1参照)。

従来のISDN出願では、ダイヤルアップその他種々の設定が必要でしたが、インターネット出願ではその必要はほとんどありません。

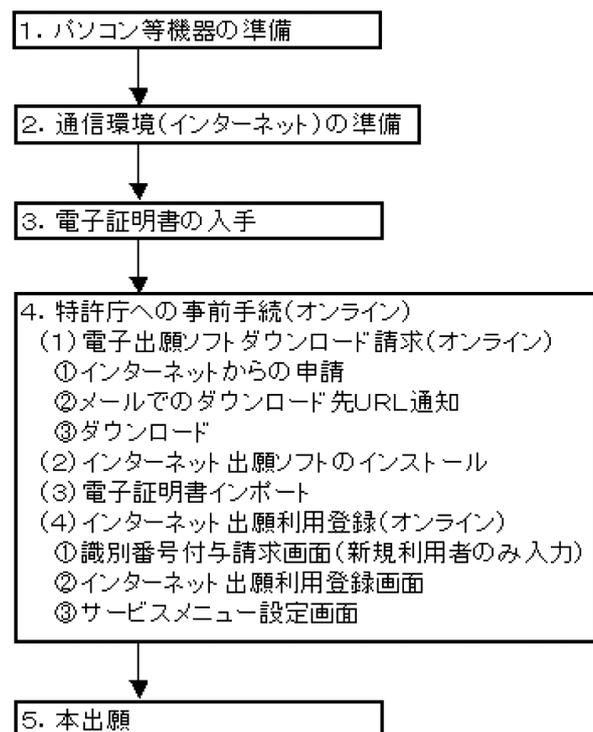


図1 インターネット出願の事前準備及び手続き

Q 4 インターネット出願ソフトを入手するにはどのようにすれば良いのですか？

A 4 インターネット出願ソフトは、電子出願ソフトサポートサイト⁴⁾から無償でダウンロードできます。

Q 5 電子証明書を取得するにはどのようにすれば良いのですか？

A 5 電子証明書⁵⁾は、その格納媒体により証明書ストアを使用するファイル形式とICカード形式があり、各々法人用と個人(弁理士)用の2種類があります。会社名で手続きする場合は法人用を使用し、代理人名で手続きする場合には個人用を使用します。従って、社内代理人による手続に法人用の証明書を使用することはできません。

法人用を取得するには、法務省の電子認証登記所⁶⁾に電子証明書発行申請書を提出します。手数料額は、電子証明書の証明期間が3か月のときは2,500円、3か月を超えるときはその超える期間3か月当たり1,800円を加算した額となります(2007年12月現在)。

個人用を取得するには、指定の認証局(民間)で発行してもらいます。各々の認証局により条件、金額等が異なります。入手にあたり氏名等の情報を住民票通りに入力する必要がありますので、事前に住民票を取り寄せておくことをお勧めします。なお、商工会議所の発行する証明書は個人事業者または個人事業者に所属するものが対象になります。

また、ICカード形式の電子証明書はOSにより利用制限があるので、注意が必要です。

Q 6 電子証明書はどのようにして使うのですか？

A 6 ファイル形式の証明書の場合は証明書ストアに証明書を作成して使用しま

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

す。証明書ストアとは、インターネット出願用の電子証明書のことで、オリジナルの法務省発行の電子証明書からインターネット出願ソフトを利用して作成します。この証明書ストアは、インターネット出願ソフト専用であり、他のソフトウェアで利用することはできません。又、証明書ストアからオリジナルの電子証明書を復元することもできません。インターネット出願の各手続きには証明書ストアを使いますので、普段、オリジナルの電子証明書を使う必要はありませんが、使用パソコンが壊れて復旧させる時などに必要です。

Q 7 電子証明書や証明書ストアの管理はどのようにするのですか？

A 7 電子証明書は、実印に相当するもので、特許出願のみならず電子入札、eTAX等別の電子商取引や電子申請にも利用できるものである為、その管理については十分に検討する必要があります。

特に、法人用においては社長印等の実印と同等の扱いとして、電子証明書を法務部門や総務部門といった特定部門で保管・管理する企業が多いようです。

一方、作成した証明書ストア（Q6参照）はインターネット出願専用となるので、電子証明書とは異なり、知財部門で保管・管理する企業が多いようです。

Q 8 証明書ストアの保管場所はどのようにすれば良いのでしょうか？

A 8 例として、インターネット出願ソフトがインストールされたパソコン本体のハードディスク、外部記憶媒体（USBメモリ、外付けディスク）等への保管が考えられます。いずれの場合においても、証明書ストアが簡単に持ち出されないように利用者の制限やパスワードの設定、保管金庫の利用等の十分な配

慮が必要です。

Q 9 電子証明書の有効期限はいつまでですか？

A 9 基本的には、証明書の取得時に申請した証明期間が有効期限となります⁷⁾。期限切れになる前に電子証明書の再取得(更新)が必要です。インターネット出願ソフトでは、電子証明書の有効期限が30日以下になると注意喚起が画面に表示されます。

なお、法人用の場合、登記の変更によって電子証明書に記載された事項が変更されると、有効期限に拘わらず電子証明書の効力が失われ、手続きが出来なくなりますので、管理部門と密に連絡を取る必要があります。

Q 10 インターネット出願へ移行する際の留意点は何でしょうか？

A 10 まずは、電子証明書・証明書ストアの保管・管理を厳重に行える社内の体制や運用ルール作りが重要であると考えます。特に法人用の場合においては、実印同等の扱いとして考慮すべきです（Q7参照）。

次にインターネット出願では、送受信されるファイルの形式が従来のISDN出願と異なります。そのため、自社の管理システムとの連携を構築している場合は、システムの改修が必要となります。

その他の留意点としては、電子証明書には有効期限があること（Q9を参照）、また、それを取得する場合の申請書手続きにおいて、記載内容不備等の理由により思わぬ時間がかかってしまう場合があること等が挙げられます。

Q 11 PCT-ROインターネット出願とは何ですか？

A 11 2007年1月4日より開始したPCT国際出願のインターネット出願です⁸⁾。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

PCT-ROインターネット出願では、上記の日本特許庁が提供する「インターネット出願ソフト」ではなく、世界知的所有権機関（WIPO）が提供するPCT電子出願のためのソフトウェア（PCT-SAFE）を利用します。

PCT-SAFEを利用するにあたり、明細書、請求の範囲、要約書、図面をXML形式で作成し、PCT-SAFEに添付することが求められます。日本特許庁ではこのXMLファイルの作成を支援するためのソフトウェア（PCT-RO・XMLコンバータ）を提供しています。従来のISDN出願による国際出願では対応していなかった英語出願も可能となっています。

Q 12 電子現金納付とはどのように行われるのですか？

A 12 特許庁へ納付する手数料等についてインターネットバンキング等を介して金融機関から納付する手続き制度です。従来からの予納、現金納付に加えて、2007年10月3日より利用可能となりました。

電子現金納付は、パソコン上で短時間に払込みが可能で、払込み手数料は不要であること、原則24時間納付可能であること等のメリットがありますが、予め特許庁に電子現金納付専用パスワードと電子現金納付者カナ氏名の設定と特許庁審査が必要であり、また、各書類作成時にはあらかじめインターネット出願ソフトを用いて一件毎に納付番号を取得しておく必要があります。

電子現金納付には、情報リンク方式とそれ以外の方式があります。情報リンク方式は、金融

機関にオンライン払込をする際に取得した納付番号等を引継ぎ、入力簡略化を図ったものですが、番号取得後30分以内に納付を行う場合に限定されます。

以上、インターネット出願導入とより良い運用のための手引書としてご活用いただければ幸いです。

注 記

- 1) http://www.inpit.go.jp/pcinfo/news/pdf/pc_outline_text.pdf
- 2) <http://www.goa.mlit.go.jp/outline/ol06.html>
- 3) <http://www.ipa.go.jp/security/pki/index.html>
- 4) <http://www.pcinfo.jpo.go.jp/inet/index.html>
- 5) http://www.inpit.go.jp/pcinfo/procedure/in_preparations/electronic_certificate.html
- 6) 法務省電子認証登記所：
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/>
- 7) <http://www.moj.go.jp/ONLINE/CERTIFICATION/GUIDE/guide03.html#3>
- 8) <http://www.pctro-inet.jpo.go.jp/index.html>

参考文献：

- ・「インターネット出願」斎藤美晴著<発明協会>

参考資料：

- ・特許庁ホームページ
<http://www.jpo.go.jp/index.htm>
- ・（独）工業所有権情報・研修館ホームページ
<http://www.inpit.go.jp/>
- ・国土交通省ホームページ
<http://www.mlit.go.jp/>
- ・法務省ホームページ
<http://www.moj.go.jp/>

（原稿受領日 2008年1月15日）